

令和7年度 安平町共同墓申請受付

少子高齢化や核家族化等社会構造の変化により、さまざまな事情で「お墓を継ぐ人がいない」「お墓の管理ができない」「お墓を建てることができない」方への選択肢の一つとして、共同墓を整備しています。

管理は町が行いますので、無縁化の心配もなく安心してご利用いただけます。

■安平町共同墓の概要

設置場所 早来墓地内、追分墓地内

収容体数 650体ずつ（約50年間利用できることを想定）

使用料

埋蔵収骨数	町 民	町民以外
焼骨1体	30,000円	50,000円
2体～5体	50,000円	80,000円
6体以上	焼骨1体につき 10,000円加算	
墓誌記名板	希望者のみ	代表者名刻字 20,000円

■受付期間

4月16日(水)から11月7日(金)までの平日8時30分～17時15分

■受付場所

税務住民課生活環境グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

■申し込みに必要なもの（生前予約はできませんのでご注意ください）

- ・申請者の住民票（本籍地の記載があるもの）
- ・下記の①～⑤で該当する書類
 - ①一度も納骨されていないお骨を納骨する場合 ⇒ 火葬許可証
 - ②町内の墓地から移す場合 ⇒ 町発行の改葬許可証（税務住民課生活環境グループ、住民サービス課住民サービスグループで別途改葬手続きを行うことで発行します）
 - ③町内の納骨堂から移す場合 ⇒ 収蔵証明書（お寺〔納骨堂〕から発行されます）
 - ④町外のお墓から移す場合 ⇒ 他市区町村発行の改葬許可証（お墓を管轄する市区町村から発行されます）
 - ⑤町外の納骨堂から移す場合 ⇒ 他市区町村発行の改葬許可証（お寺〔納骨堂〕管轄する市区町村に、納骨堂から発行された収蔵証明書を提出、申請することで発行されます）

※必要書類などは個人により異なりますので、事前に税務住民課生活環境グループまでお問い合わせください。

■利用にあたっての注意事項

- ・共同墓は、骨壺などから焼骨のみを取り出して埋蔵します。一度埋蔵した焼骨はお返しできません。なお、十分な収容数を確保していますので、親族の方と相談された上でご利用ください。
- ・使用料に係る納入通知書は、申請書類を受理、審査後に送付します。納骨日の前日までに納入ください。
- ・納骨は5月7日(水)から11月14日(金)までの平日10時～15時までとなります。

問合せ 税務住民課生活環境グループ ☎ 2940